

令和 8 年第 2 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 2 月 2 6 日（木曜日）午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和 7 年 12 月分）

2) 行政監査の報告

3) 令和 8 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会概要報告

第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第 7 号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 7 同意第 1 号 副町長の選任について

第 8 議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 9 議案第 3 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

第 10 議案第 4 号 町道の認定について

第 11 議案第 5 号 工事請負契約の一部変更について

第 12 議案第 6 号 工事請負契約の一部変更について

第 13 議案第 7 号 工事請負契約の一部変更について

議案上程（説明）

第 14 議案第 8 号 美郷町公文書管理条例の制定について

第 15 議案第 9 号 美郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第 16 議案第 10 号 美郷町建築協定条例の制定について

第 17 議案第 11 号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正について

- 第 18 議案第 12 号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 13 号 美郷町職員等の旅費に関する条例及び美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 20 議案第 14 号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 第 21 議案第 15 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 22 議案第 16 号 美郷町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 第 23 議案第 17 号 美郷町文化財保護に関する条例の一部改正について
- 第 24 議案第 18 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 12 号
- 第 25 議案第 19 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号
- 第 26 議案第 20 号 令和 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 27 議案第 21 号 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 28 議案第 22 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号
- 第 29 議案第 23 号 令和 7 年度美郷町水道事業会計補正予算第 4 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番	高橋純	２番	高橋正和
３番	熊谷良夫	４番	澁谷俊二
５番	松田信義	６番	村田薫
７番	長谷川幸子	８番	森元淑雄
９番	鈴木正洋	１０番	高山茂雄
１１番	深沢義一	１２番	深澤均
１３番	高橋邦武		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 農事務局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋邦武） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回美郷町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋邦武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、鈴木正洋議員、10番、高山茂雄議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋邦武） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日2月26日から3月11日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月11日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長深沢義一議員、登壇願います。

（議会運営委員長 深沢義一議員 登壇）

○議会運営委員長（深沢義一） おはようございます。

議会運営委員会から会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月19日に招集告示されました令和8年第2回美郷町議会定例会に当たり、同日議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され、提案されている案件は町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり条例の制定及び一部改正、工事請負契約の一部変更、町道認定、事務組合理約の一部変更、令和7年度各会計の補正予算、令和8年度の各会計予算、人権擁護委員の推薦、副町長の同意案件、専決処分の承認であります。

陳情につきましては、前回の定例会以降に提出されました陳情のうち1件について、議会運営委員会では総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとなりました。

また、議会といたしまして、委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

なお、令和8年度各会計予算に係る議案は議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることといたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は本日2月26日から3月11日までの14日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、その後陳情を上程し委員会付託とします。

続いて、承認第1号及び同意第1号並びに議案第2号から議案第7号までを上程し、説明を受け質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第8号から議案第23号までを上程し、説明を受け終了の予定です。

2月27日から3月2日は本会議を休会とし、2月27日に総務産業常任委員会を開催し陳情の審査等を行う予定です。

また、3月2日を一般質問の通告締切りとし、時間を午前10時までといたします。

3月3日は、午前10時より本会議を再開し、議案第24号から議案第28号までを上程し、説明を受け終了の予定です。

また、令和8年度各会計予算の総括質疑の通告締切りを午後5時までといたします。

3月4日は本会議を休会とし、教育民生常任委員会を開催する予定です。

また、予算特別委員会の質疑の通告締切りを午後5時までとします。

3月5日は、午前10時から本会議を再開し、議案第8号から議案第23号までの質疑、討論、表決を行い、続いて議案第24号から議案第28号までの総括質疑を行い、その後予算特別委員会を設置し付託する予定です。

3月6日は本会議を休会とし、予算特別委員会を開催し、予算審査を行います。

3月7日及び8日は、本会議を休会とします。

3月9日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月10日は、本会議を休会とします。

3月11日は、午前10時から本会議を再開し、議案第24号から議案第28号までの予算の審査結果について予算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。

続いて、陳情等の審査結果について常任委員会の委員長の報告、質疑、討論、表決を行い終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋邦武） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋邦武） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和7年12月分）の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

3として、秋田県後期高齢者医療広域連合議会出席議員より令和8年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（高橋邦武） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和8年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、町内で発生した雪が原因となる人的被害について報告いたします。

1月29日、千屋地区において住民が除雪作業中に亡くなられる事故が発生いたしました。心よりお悔やみを申し上げます。

2月26日現在、今冬の積雪による人的被害ですが、屋根からの滑落や落雪に巻き込まれるなどして、第1回臨時会で報告いたしました1人に加え2人の方が亡くなられたほか、5人の方が重軽傷を負われております。けがをされた方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

1月28日、積雪が90センチメートルを超え、以降も降雪が続く予報であったことから、午前10時に美郷町豪雪対策警戒部を設置し、雪下ろしや除雪に関する注意情報をテレビ回覧板や防災メールなどで発信いたしました。今冬の積雪状況ですが、平均最大積雪深は1月30日で105.5センチメートルを観測しております。

次に、物価の高騰による影響に対して支援をする各種制度について報告いたします。

要件を満たした住民税非課税世帯等に対して支給する「生活支援緊急助成事業」についてですが、町調査による対象世帯に対し、1月20日付で書類を送付するとともに、町広報、ホームページ、テレビ回覧板などにより事業の周知を行いました。現在、給付作業を進めておりますが、2月26日現在、1,404世帯に4,366万4,400円を給付しております。また、本事業の対象外となった世帯に対しては、美郷町生活支援券を1世帯当たり2万5,000円分給付することとしており、3月中に簡易書留により対象世帯へ送付し、4月1日からの使用開始となります。

全額国の負担により、子供1人当たり一律2万円を支給する「物価高対応子育て応援手当」の支給状況ですが、1月20日から支給を開始し、2月26日現在、子供1,769人に対し支給しております。

介護保険施設及び障害者支援施設に対して、光熱水費等及び食材料費を助成する「社会福祉施設等物価高騰対策支援事業」についてですが、2月26日現在、介護保険施設は23事業者45施設に対して1,350万3,000円、障害者支援施設は6事業者22施設に対して509万700円の交付決定を行い、支払い手続を進めております。

ガソリン等エネルギー価格高騰の影響を受けている道路運送事業等を営む事業者に対して、1台当たり1万円を助成する「美郷町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援金」についてですが、2月26日現在、7事業者37台分に対し助成しております。

飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家に対し助成する「肉用牛畜産経営安定対策事業」、高品質生乳出荷量に応じて酪農経営体に助成する「酪農経営安定対策事業」、燃油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家等に対し助成する「施設園芸等燃油支援事業」についてですが、それぞれ2月28日までの対象数量に基づき3月末までに助成する予定です。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

「豊かさ実感」についてですが、小中学校の新入学児童生徒の保護者を対象に支給する入学祝金事業については、2月2日より申請書の受付を開始し、支給準備を進めております。

芸術文化推進事業として、1月17日から2月23日まで学友館にて「秋田県美術展覧会第23回仙北地域展」を開催し、期間中は680の方が鑑賞されました。

連携企業スポーツ活動推進事業として、12月6日総合体育館リリオスを会場に、ヨネックス株式会社社員でソフトテニスの国内大会で活躍されている吉田滯奈氏を講師に迎え、ソフトテニス教室を開催し美郷中学校の男女ソフトテニス部関係者17人が参加しました。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、総務課関係ですが、令和8年2月より町のホームページをリニューアルし公開いたしました。複雑化した階層をシンプルにしたほか、検索機能の強化を図り、より見やすいホームページとなっております。

次に、商工観光交流課関係ですが、2月18日美郷町総合体育館リリオスにて、日本航空株式会社との連携協力協定に基づく事業「JAL空育折り紙ヒコーキ教室」を開催し、当日は各認定こども園の5歳児76人が参加しました。

また、2月24日、25日に同社社員による「地域貢献活動ウインターキャンプ」を開催し、社員10人が来町し除排雪ボランティア活動のほか地域体験プログラムとしてスノーシューやわら細工体験などを行いました。

次に、12月22日、地域の食料、特産品、農林水産業、食産業及び農山村の諸問題の解決と発展を図ることを目的として、東北大学大学院農学研究科と連携協力協定を締結いたしました。今後は、協力、連携しながら持続可能な地域社会の構築や産業の振興に取り組んでまいります。

米の生産数量の参考指標となる令和8年産米の秋田県の「生産の目安」が提示されたことに伴い、美郷町地域農業再生協議会にて、町の「生産の目安」を前年比1.41ポイント増の59.71%とし、各方針作成者に提示しました。なお、農業者ごとの「生産の目安」の提示は各方針作成者に委ねることとなります。

また、3月19日には農家の方を対象として、令和8年度の産地交付金の作物別単価等を含め、国、県、町の施策等に関する説明会の開催を予定しております。

次に、建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事8件、路面標示工事1件を発注いたしました。なお、一般会計では3件の事業について、特別会計では下水道で1件の事業について事業完了が年度を越えるため、本定例会に係る予算の繰越明許を提出しております。

次に、教育推進課関係ですが、12月8日、美郷中学校にて「鴻鵠の志」育成基金活用事業として、秋田魁新報社統合編集本部写真映像グループ長大久保瑠衣氏を講師に迎えた講演会を開催し、美郷中学校の生徒並びに町内3小学校の6年生が参加しました。

12月15日から19日まで、タイ王国アニュラチャプラシット校の生徒12人が来町されました。美郷中学校での授業体験や地域での文化体験、8月にアニュラチャプラシット校に訪問した美郷中学校の生徒やその家族によるホームステイ交流など、様々な交流が図られたほか、1月28日には、教育長がタイ王国を訪問し、ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定を再締結いたしました。これにより、中学校の相互訪問交流をさらに3年間継続することに同意しております。

小学校の学校間交流ですが、1月9日、10日に仙南小学校の児童16人が東京都文京区立千駄木小学校を訪問し、授業や放課後における児童との交流、国立科学博物館の見学などを行いました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、除排雪事業及び2月8日執行の衆議院議員総選挙に係る費用について専決処分した令和7年度一般会計補正予算第11号について報告し、承認を求めるものです。

同意第1号 副町長の選任についてですが、本間和彦氏を副町長に選任したく、同意を求めるものです。

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、中村しげ子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したく、お諮りするものです。

議案第3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてですが、構成団体の変更をするためお諮りするものです。

議案第4号 町道の認定についてですが、新設された道路の認定について、お諮りするものです。

議案第5号から議案第7号 工事請負契約の一部変更についてですが、美郷町子ども子育て支援拠点施設整備事業電気設備工事、機械設備工事及び建築工事についてそれぞれ契約金額を変更したく、お諮りするものです。

議案第8号 美郷町公文書管理条例の制定についてですが、本町の公文書管理の基本的事項を定める条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第9号 美郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

ですが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定める条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第10号 美郷町建築協定条例の制定についてですが、旧六郷わくわく園跡地等を住宅建築用地として販売するに当たり、建築協定に関する事項を定める条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第11号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、鳥獣被害対策実施隊員等の報酬及び費用弁償等に係る規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第12号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてですが、危険鳥獣の捕獲等に関する作業のうち、特に危険または困難なものに従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給することとしたく、お諮りするものです。

議案第13号 美郷町職員等の旅費に関する条例及び美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第14号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてですが、美郷町千畑生産物直売所の用途変更及び美郷町雁の里山本公園の利用区分等の見直しに伴い、関係条例の所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第15号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてですが、道路法施行令の一部改正等に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第16号 美郷町社会教育委員に関する条例の一部改正についてですが、社会教育委員の定数を変更したく、お諮りするものです。

議案第17号 美郷町文化財保護に関する条例の一部改正についてですが、文化財保護審議会委員の定数を変更したく、お諮りするものです。

議案第18号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第12号についてですが、子ども子育て支援拠点施設整備事業費の追加、県営基盤整備事業費負担金の増額及びその他事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第19号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてですが、保険給付費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第20号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号についてですが、県南地区広域汚泥資源化事業負担金の増額及び事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮

りするものです。

議案第21号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第22号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第23号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第4号についてですが、配水管布設替え工事費の増額等に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第24号から議案第28号までの令和8年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算及び下水道事業会計予算については、令和8年度施政方針で詳細を述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

引き続き、令和8年度の町政推進に関する基本的な考えを申し述べ、併せて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町のまちづくりは、時代の変化に対応しつつ、時代が変化しても変わらぬものを認識した上で住み心地や町への愛着など町民の幸福度が高く、小さくてもキラリと光るまちを目指して22年目の歩みを進めております。

これまでの期間、町民各位並びに議員各位には、温かいご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、町では現在、「第3次美郷町総合計画」に基づき、各般の施策を計画的かつ積極的に展開し、まちづくりの将来像である「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」の実現に向けて取り組んできております。

令和8年度から4年間のまちづくりの重点施策と重点事業を示す「第3次美郷町総合計画」後期行動計画の実行に当たっては、地域経済を含む諸環境を注視するとともに、変化する社会情勢と住民ニーズを的確に把握し、行政サービス水準を意識しつつ、将来にわたり財政収支のバランスを保ちながら町の発展につなげていくため、費用対効果を意識した取組の推進を継続してまいりたいと考えております。

こうした考え方を踏まえた上での令和8年度予算案についてですが、一般会計の予算案は119億3,807万7,000円で、令和7年度と比較して9億6,647万7,000円、7.5%の減としております。

まず、歳入について申し上げます。

町税についてですが、個人住民税は、農業所得は令和7年度産米概算金の上昇等により増加が見込まれることから、増額で計上しております。

法人町民税は、県内の経済動向がおおむね横ばいで推移していることに加え、令和6年度に対する令和7年度の各社実績を踏まえ、減額で計上しております。

固定資産税は、地価の下落傾向は続いているものの、家屋及び償却資産はここ数年の平均伸び率を踏まえ、増額で計上しております。

軽自動車税は、令和7年12月に閣議決定された令和8年度税制改正大綱により、環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止予定であることに伴い、減額で計上しております。

町たばこ税は、喫煙者人口が減少傾向にあるものの、令和8年度中に税率改正があることを踏まえ、増額で計上しております。

入湯税は、過去5年間の推移を踏まえ、増額で計上しております。

地方譲与税及び各種交付金のうち、地方揮発油譲与税については、令和7年12月に租税特別措置法の一部が改正され、いわゆるガソリン税の暫定税率が令和7年12月31日をもって廃止されたことを踏まえ、減額で計上しております。

自動車税環境性能割交付金については、軽自動車税と同様、環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止予定であることに伴い、減額で計上しております。

なお、ガソリン税の暫定税率及び軽自動車を含む自動車税の環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収分は、地方特例交付金により全額が補填される予定となっております。

地方交付税については、令和7年度の交付額と総務省が令和7年12月に示した令和8年度地方財政対策での伸び率等を勘案し、減額で計上しております。

町債については、事業費への充当率と元利償還金への交付税措置率で有利な過疎対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債等を事業ごとに活用しております。

繰入金については、公共施設整備基金及び振興基金を繰り入れ、後年度の多用な財政需要に応えられるよう、財政調整基金からの繰入れは控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、「第3次美郷町総合計画」後期行動計画の着実な推進を意識した予算編成としております。

経常的経費については、平成26年度から継続して推進しております財政健全化の取組に加え、令和6年度に定めた経常的経費削減の取組に沿った予算編成に努めており、政策的経費について

は、防犯対策の充実、子育て環境の充実、定住・移住支援の強化、産業振興の推進を意識した予算配分としております。

特別会計及び事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算計上に努めております。

国民健康保険特別会計については、被保険者数の推移に基づき、歳入の普通交付金等の公費及び歳出の事業費納付金や保険給付費等の動向を見通した予算編成としております。

後期高齢者医療特別会計については、被保険者数の推移に基づき、事業費負担金等の動向を見通した予算編成としております。

水道事業会計については、安全で安定した水道水を供給するため、施設の適切な維持等を基本にした予算編成としております。

下水道事業会計については、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、安全で衛生的な生活環境を引き続き確保するため、地方公営企業法を適用した企業会計として予算編成しております。

こうして編成した2つの特別会計及び2つの事業会計の予算案は、国民健康保険特別会計が20億6,295万8,000円で、令和7年度と比較して0.8%の増、後期高齢者医療特別会計が3億5,767万8,000円で35.8%の増、水道事業会計が6億9,675万8,000円で23.8%の減、下水道事業会計が4億1,172万7,000円で5.0%の減としております。

次に、第3次美郷町総合計画で定める、まちづくりの「6つの目標」ごとに、主な取組について申し上げます。

目標1「快適で安心して暮らせるまち」についてですが、道路網整備の推進については、交差点改良工事1路線、歩道整備工事1路線、舗装補修工事8路線、道路側溝改修工事1路線及び橋梁補修設計2橋を実施し、令和7年度内に補正予算計上し、令和8年度に繰り越した工事と併せ、計画的に整備してまいります。

河川環境整備の充実については、町管理の1河川の改修工事及び3河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

水道施設整備の推進については、令和7年度内に補正予算計上し、令和8年度への繰越しを予定しております六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事のほか、令和9年度以降に計画している千畑中央地区大坂配水池の更新工事に係る実施設計及び測量調査を実施してまいります。

下水道施設整備の推進については、公営企業経営の基本原則にのっとり適切な施設運営に努めるとともに、合併浄化槽設置への助成や下水道への加入促進を継続してまいります。

空き家対策の推進については、県及び近隣市とともに「空き家の無料相談会」を開催し、相続に関する相談や売却、賃貸等の活用方法、解体に係る町の補助金制度の周知等を行い、建物の管理者等に対して適切な管理を促してまいります。

特に、危険空き家については、近隣住民に被害が及ばないように所有者や管理者に適正な管理を指導、勧告し、それでもなお改善されない場合は、行政代執行を含め対応してまいります。

防災対策の充実については、近年発生している大規模地震や豪雨被害を教訓に、美郷町地域防災計画に基づき避難生活物資や食料品等を計画的に備蓄するとともに、防災ハザードマップの改定、防災訓練の実施及び防災協定締結先との連携強化を図ってまいります。

また、気候変動の影響等により近年続いている夏季の災害級の暑さを踏まえ、省エネエアコンの購入費補助制度を新設し、熱中症予防も含めた防災意識の啓発を図ってまいります。

防火対策については、六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事に伴い、消火栓7基を更新するとともに、令和6年能登半島地震に起因する大規模火災の発生等を踏まえ、美郷町地域防災計画に基づき感震ブレーカーの普及を促進するため設置費補助制度を新設するなど、防火能力の維持向上を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策の推進については、鳥獣被害対策実施隊隊員の報酬等を見直すとともに、猟銃免許新規取得に係る支援を取得費用の一部助成から全額助成に拡充し、隊員確保に努めるとともに、熱源感知カメラを導入するなど装備を充実して熊出没時の対応強化を図ってまいります。

また、企業と連携し試験導入する熊用AIカメラを千畑小学校に設置して効果を検証するほか、箱わななどの熊捕獲を知らせる通信システムの実証試験に参画し、隊員の安全確保や負担軽減を図ってまいります。

人と熊とのすみ分けを目指して計画している緩衝帯整備は、令和8年度に3か年分を前倒しして実施するほか、有害鳥獣誘引樹木伐採支援事業の補助率を令和8年度から令和9年度までの間、2分の1から3分の2に拡充し、熊の人里への出没抑制を集中して促進してまいります。

さらに、熊撃退用スプレーの購入費補助制度を新設してまいります。

道路除排雪の充実については、過年度の実績等を踏まえた除雪予算を計上し、効率的な除排雪作業を実施してまいります。

また、除雪オペレーターの確保及び技術力向上を図るため、除雪技術講習会・安全講習会を新たに開催してまいります。

防犯対策の充実については、関係機関とのパトロールを実施した上で、防犯灯の設置を推進してまいります。

また、家庭用防犯カメラの設置費補助制度を継続するとともに、主要な町道交差点等で通学路となっている箇所へ街頭防犯カメラ3基を新設してまいります。

交通安全対策の推進については、交通事故抑制のための啓発看板及びカーブミラーの設置・補修、チャイルドシートの購入費補助制度を継続するとともに、ドライブレコーダーの設置費補助制度を新設してまいります。

水環境保全の充実については、七滝山の植樹事業を継続し、水源涵養保安林の多面的機能の維持増進や混交林化などを推進してまいります。

脱炭素化の強化については、六郷温泉あったか山の外灯、美郷中学校の校舎、テニスコート、相撲場及び仙南すこやか園の照明のLED化を実施してまいります。

また、令和7年度から開始している「プラスチック廃棄物の回収・再商品化事業」並びに日本航空株式会社が主体となって家庭用廃食油を回収し、持続可能な航空機燃料にリサイクルする「すてる油で空を飛ぼう！プロジェクト」への参画を町民に広く呼びかけ、ごみの減量とともに資源循環、環境保全を促進してまいります。

目標2「健康で元気に暮らせるまち」についてですが、結婚支援の推進については、新婚世帯における住宅の取得、賃借、リフォーム及び引っ越しに要する費用を助成する結婚新生活支援事業を継続してまいります。

出産・子育て支援の強化については、妊娠・出産から切れ目のない子育て支援を図るため、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、育児不安の軽減や子供の虐待予防に努めてまいります。

妊娠・出産期には、母子保健事業として、低所得世帯の妊婦を対象とした初回の産科受診料及び出産後の母子ケア・育児のサポート等を行う産後ケア施設の通所利用料の支援を継続するとともに、遠方の分娩取扱い施設で出産する必要がある妊婦等に対して、施設までの移動にかかる交通費等を新たに支援し、経済的な負担軽減と産前・産後の心身の負担軽減を図ってまいります。

また、妊婦が健康を保つ一助となるよう、妊婦に対する栄養価の高い金芽米の提供を新たに開始してまいります。

乳幼児期には、町の出生祝金、国の妊婦支援給付金及び認定こども園の保育料の無償化、在宅で育児をしている保護者を対象とした在宅子育て支援給付金の支給を継続し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

乳幼児健診については、5歳児健診を新たに実施し、幼児の健康の保持及び増進を図ってまいります。

また、児童の保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育する子育て短期支援事業を継続してまいります。

子供の成長促進と保護者の孤立防止を目的とし、保護者の就労要件にかかわらず月10時間までの保育施設を利用できる乳児等通園支援事業を新たに開始してまいります。

小中学校では、町の入学祝金の支給や、令和8年1月分から実施しております学校給食費の無償化を継続するとともに、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者を対象とした就学援助費、特別支援学級に在籍し支給要件を満たす児童生徒の保護者を対象とした特別支援教育就学奨励費を支給し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、高等教育期には、高校や大学等での修学に係る支援として、奨学資金の貸与を継続してまいります。

子育て環境の充実については、子ども子育て支援拠点施設整備について、施設の外構工事等を行い、令和8年7月下旬の供用開始に向けて取り組んでまいります。

同施設には、保健師や保育士の配置も予定しており、相談、支援、交流、遊びの場としての施設機能を十分に発揮し、子育て環境のさらなる充実を図ってまいります。

また、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業者を増やし、町内事業者の子育てへの応援の機運を醸成するため、中小企業の仕事と家庭の両立支援応援事業を新たに実施してまいります。

健康づくりの充実については、予防を重視した「運動・休養・栄養」の3要素を基本とする施策の推進を継続してまいります。

特に、働き盛り世代（壮年期）に対する取組として、企業等を対象とした健康づくり出前セミナーを新たに実施するなど、ライフステージに応じたセルフケアの取組を推進してまいります。

こころの健康づくり事業については、第2期美郷町自殺対策計画に基づき、児童生徒を対象としたSOSの出し方に関する研修会の実施を始め、ゲートキーパー養成研修等を通じ悩みを抱える方を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを継続してまいります。

子どもの健康づくり・食育推進事業については、第5期美郷町食育推進計画に基づき、食を通じた心身の健全な発達の支援を継続するとともに、運動習慣の形成につながる取組を推進してまいります。

子どもの運動習慣の向上については、体育授業の充実やランニング等の奨励、生活習慣調査や体力テストの活用と運動に親しむ機会を創出してまいります。

高齢者支援の強化については、65歳以上の町民に対し、温泉施設利用料、はり・きゅう・マッ

サージ施術費及び一般タクシー・バス料金に利用できる共通助成券を給付するシニア元氣いきいき支援事業を継続し、外出機会の確保及び社会参加の促進を図ってまいります。

あわせて、軽度生活支援として、家周りの手入れや除雪等の支援を継続してまいります。

要支援者等に対する短期集中予防サービスでは、従来の通所型に加え、訪問型サービスを新たに実施し、介護予防をさらに推進してまいります。

障がい者支援の強化については、第3期美郷町障害者計画、第7期美郷町障害福祉計画及び第3期美郷町障害児福祉計画に基づき、障害のある方が地域で安心して生活を継続できるよう、各種障害福祉サービス等の周知及び必要な支援を推進してまいります。

また、一部公共施設使用料の割引や、手帳所持には至らない軽度・中等度難聴者を対象とした補聴器購入費助成制度の継続など、障害特性や生活状況に応じた幅広い施策を推進してまいります。

認知症対策の充実については、美郷町高齢者福祉計画に基づき、認知症サポーター養成講座の開催を継続し、認知症に対する正しい理解と適切な対応方法の普及啓発に努めてまいります。

また、認知症あんしん講座を新たに開催し、認知症に対する不安の軽減を図るとともに、相談しやすく、安心して集うことのできる場を提供してまいります。

こうした地域福祉の推進に向けた各種施策については、令和8年度を始期とする第4期美郷町地域福祉計画、第5期美郷町地域福祉活動計画に基づき、関係機関との連携を一層強化しながら、計画的かつ着実に推進してまいります。

目標3「豊かな心と人材を育てるまち」についてですが、確かな学力の向上については、学力・学習状況調査等の分析結果に基づく重点教科を増やした授業改善や研修等の実施により、教師の指導力向上を図り、児童生徒の基礎学力の定着を図ってまいります。

また、新聞活用教育や読書活動を推進し、読解力や表現力等の学習基盤の充実を図ってまいります。

I C T活用教育については、I C T機器の活用事例集の作成や、授業等での効果的な活用を促すとともに、電子メディアへの接触の低年齢化やネットトラブルに巻き込まれるなどの課題に対応するため、関係機関と連携した情報モラル教室を実施してまいります。

郷土を学びのフィールドとした教育の推進については、幼児及び小学校低学年向けに制作した美郷オリジナル絵本「ミサトとセッカのだいぼうけん」、小学校3年、4年生を対象とした社会科副読本「わたしたちの美郷町」及び小学校5、6年生と中学生を対象とした学習教材「ふるさと美郷は宝箱」を活用し、美郷ふるさと活動を推進してまいります。

また、キャリア教育を推進するため、小中学生の職場体験活動を充実させてまいります。

地域と連携した教育の推進については、地域と共にある学校づくりを目指して令和7年度から実施しております六郷小学校の状況を踏まえ、千畑小学校及び仙南小学校にも学校評議員や地域学校協働活動推進員等を委員とする学校運営協議会を設置し、地域ぐるみで子供たちを育むコミュニティ・スクールに取り組んでまいります。

多様な教育の推進については、児童生徒が一流の芸術や文化等に触れる「ほんもの講座」、「鴻鵠の志」育成基金を活用する小学校6年生と中学生を対象とした講演会を継続するとともに、小学生を対象とした自由研究コンテストで優秀な成績を修めた児童に対して、東北大学大学院農学研究科との連携協力協定の下、同大学のキャンパス見学や最先端の研究に触れる機会を提供し、自由研究へのさらなる意欲向上を促すほか、美郷中学校において同大学の学生による出前講座を開催し、大学や学術への興味・関心の醸成を図ってまいります。

また、認定こども園の園児及び小中学校の児童生徒と外国語指導助手や国際教養大学の留学生との交流を継続するとともに、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定に基づき、アニュラチャプラシット校と美郷中学校との相互訪問交流を継続してまいります。

中学校における部活動の地域展開については、町内スポーツ団体や中学校、保護者等を委員とした美郷町部活動地域移行協議会や個別のスポーツ団体等との協議を継続し、実施可能な部活動からの地域展開を進め、地域クラブ活動に対する活動支援を新たに行ってまいります。

社会教育については、多種多様化、高度化する町民の学習ニーズの把握と生涯学習社会の実現のため「第6次美郷町社会教育推進計画」を策定してまいります。

芸術・文化活動の強化については、学友館特別展として、本町小荒川出身で秋田市在住の写真家加藤明見氏による写真展を開催するとともに、自衛隊コンサートを開催してまいります。

野外芸術空間創出については、美郷町野外芸術空間創出事業第1期基本計画に基づき、中央公園内に2作目の彫刻等を設置するとともに、3作目、4作目の制作者を選定してまいります。

美郷の四季絵画制作プロジェクトについては、美郷の四季それぞれに実在する景観をモチーフに、町にゆかりのある3名の画家に依頼し、令和8年度は「冬・春」の作品を制作していただきます。

また、町が保管する貴重な所蔵品をまとめた図録の第2巻を刊行してまいります。

読書・視聴覚環境については、図書館への来館が困難な方に対し、貸出しした図書を自宅まで送付する図書宅配サービスを令和8年4月から新たに開始し、図書館の利便性向上と利用促進を図ってまいります。

成人教育については、各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、美郷カレッジを継続してまいります。

生涯スポーツの充実については、ヨネックス株式会社のご協力によるスポーツ少年団等を対象としたバドミントン教室や中学生を対象としたソフトテニスクリニックを継続してまいります。

目標４「働く喜びと活力があふれるまち」についてですが、生産力強化の推進については、農業経営の複合化及び規模拡大に要する機械等の導入支援及びＩＣＴ技術を活用した規模拡大に要するスマート農機の導入支援を継続してまいります。

また、堆肥「美郷の大地」の施用による地力増進支援を継続するほか、基盤整備事業による圃場の大区画化・汎用化等を支援し、効率的で収益性の高い農業経営への転換を推進してまいります。

特色ある地域農業の推進については、美郷推進作物及び美郷ブランド作物の作付拡大に取り組む農業経営体に対し、ソフト、ハード両面からの支援を継続するほか、６次産業化のための加工・販売に要する機械等の導入支援を継続してまいります。

また、薬用植物の作付拡大等への支援を継続するとともに、株式会社美郷の大地に対してカンゾウの出荷調製に要する機械導入を支援し、出荷体制を整備してまいります。

企業等との農業分野の連携については、株式会社東洋ライス及び秋田おぼこ農業協同組合と連携し、精米時の副産物を再資源化した有機肥料及び堆肥「美郷の大地」の施用による環境保全型農業を推進し、付加価値向上による米の産地強化を図るほか、東北大学大学院農学研究科と連携し、美郷雪華のブランド価値を高めるための調査研究に取り組んでまいります。

担い手確保の推進については、営農継続支援事業を継続するとともに、就農前の農業研修による技術習得や新規就農者の経営確立支援を継続し、農業従事者の確保、育成を図ってまいります。

また、農業法人に対し、設立後の経営安定支援を継続するとともに、後継者不足の現状を踏まえ、農業法人経営継承支援事業を新設し、経営継承に向けた中小企業診断士等への依頼費用や、後継者確保に向けた雇用就農者の就業環境整備を支援するほか、農業法人第三者継承支援事業を新設し、後継者の確保が困難な農業法人の農地を引き継ぎ営農を継続する農業法人に対して助成し、耕作放棄地の発生抑止と地域農業の持続的発展を図ってまいります。

商業振興の推進については、これまで「美郷雪華コレクション」「美郷ブランド認定品」「みさとやくみぜん」とカテゴリーを分けて特産品認定をしていたものを「美郷ブランド認定品」に統一するなど、美郷ブランドの認知度向上に取り組むほか、町内特産品の新たな開発に対する助

成やパッケージデザインなどの商品宣伝資材の磨き上げへの助成、美郷雪華を活用した商品開発への協力を通して、新たな商業振興のきっかけを提供してまいります。

また、町内空き物件の解消及び出店を促進するため、事業者の空き物件の活用についての支援を継続してまいります。

企業支援の推進については、美郷町中小企業振興条例に基づき、生産性向上に資する設備投資への奨励金の交付、経営安定に資する保証料や利子補給及び起業家への支援を継続してまいります。

加えて、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生産性向上や業務効率化につながる機械設備の導入及び更新に要する経費を助成し、賃上げ環境の整備や物価高騰への対策など、企業の稼ぐ力を強化する取組を支援してまいります。

また、経営者の高齢化や後継者不足による廃業、それに伴う地域の衰退等を防ぐため、町内事業者へ事業承継の意向等を把握するアンケート調査を実施してまいります。

就業支援の充実については、就業等に有利となる資格や技術習得をした町民への支援のほか、町民を雇用した町内事業者への支援を継続してまいります。

目標5「賑わいで活気があふれるまち」についてですが、定住・移住支援の強化については、美郷暮らし促進奨励金による支援を継続するとともに、旧六郷わくわく園跡地等については、令和8年夏頃からの分譲開始に向けて取り組んでまいります。

また、移住コンシェルジュとしての地域おこし協力隊による移住支援制度や町の魅力の県内外への情報発信を継続し、移住者の増加につなげてまいります。

空き家の利活用については、空き家バンク登録物件への成約奨励金の交付を継続するほか、空き家等を活用した賃貸住宅等の整備への支援を継続することで、未利用資産の活用につなげてまいります。

体験型・滞在型観光の充実については、これまで整備したトレッキングやサイクリング、カヌー・カヤックなどのアウトドア環境を活用し、ネイチャーガイドを通じたさらなる集客強化につなげてまいります。

あわせて、これらの環境を活用したアウトドアイベントの開催や、アウトドア観光コーディネーターの地域おこし協力隊によるイベントPRなどを行い、体験型・滞在型観光の充実、強化を図ってまいります。

企業・都市交流の推進については、これまでの連携企業、関係自治体等との取組をベースに、日本航空株式会社との交流に当たっては、美郷町都市農村交流推進協議会と連携し、農作業体験

を通じた交流、連携の発展に取り組んでまいります。

まちなか交流の推進については、「旧志ら梅酒造店」跡地の活用方針に基づき、多世代が利用できる交流空間の整備に向けて、実施設計に着手してまいります。

目標6「質の高い行政経営を進めるまち」についてですが、住民参加の促進については、自治会が行うイベント等の地域づくり活動及び地域の集会施設等の整備への支援を継続してまいります。

また、住民を対象に役場各課の業務内容等を説明する行政講座を新たに開催し、行政運営の理解促進及び意見交換による広報広聴の充実を図ってまいります。

行政サービスの向上については、予約制乗合タクシーの制度改正により、利用者の乗降場所を利用者自宅前の公道とする、いわゆる「戸口運行」を令和8年4月1日から導入し、利用料金等の改定も併せて実施してまいります。

人口減少や少子高齢化を見据え、限られた職員体制の中で住民サービスの維持向上を図るため、町事業や事務事業を見直し、業務の効率化を図る「業務効率化推進計画」を策定してまいります。

美郷町DX推進基本計画に基づくみさと版フロントヤード改革については、令和7年度に実施しております窓口利用体験調査等を踏まえ、行政手続のオンライン申請の拡充、「書かない窓口」の定着、諸証明のコンビニ交付率の向上等を図るとともに、DXによる住民の利便性向上及び窓口業務の効率化に向けた取組を検討してまいります。

公文書管理については、公文書の保存場所を集約化し、さらに効率的かつ適正な管理を行うとともに、歴史的価値を有する歴史的公文書を評価選別し適切な保存を行うため、旧南行政センター1階に公文書館機能を整備するための調査や実施設計を実施してまいります。

堅実な行財政運営の推進については、限られた財源の中で公共施設等を将来にわたって計画的に適切に管理するため「第2次美郷町公共施設等総合管理計画」及び「第2次個別実施計画」を策定してまいります。

また、公共施設の使用料については、近年、物価高騰に伴う維持管理費が増加しており、受益者負担の原則に基づいた使用料の見直しを進めるため、「公共施設使用料適正化計画」を策定してまいります。

職員定員適正化の推進については、適切な住民サービスを提供するため、地域課題や住民要望を見定めながら職員定員の適正管理を行う「第5次職員定員適正化計画」を策定してまいります。

通園通学バスの運行については、園児及び児童生徒数の減少傾向を踏まえ、適切なバス規格への更新を検討してまいります。

財政運営については、歳入の確保や経常的経費の削減等の取組をさらに推進し、財政健全化を意識した予算執行に努めてまいります。

以上、令和８年度の町政推進の基本的な考えや主な施策等について申し上げました。

現在、物価高など生活を取り巻く諸環境の厳しさが増しておりますが、令和８年度も引き続き、私を含む全職員がこうした状況を踏まえつつ、行政機関としてなすべきことに意識を高く持ちながら、町民が美郷町での生活に幸せ感を持ち続けることができるよう、そして、町民一人一人が誇りを持って語れる町となるよう、努力を重ねてまいります。

町民各位には、こうした考え方にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には引き続き一体となってまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（高橋邦武） 会議途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時56分）

（午前11時06分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（高橋邦武） 日程第5、陳情第7号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、陳情第7号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 承認第1号についてご説明します。

2ページの専決処分書をお願いします。

令和7年度美郷町一般会計補正予算第11号について、令和8年1月23日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものです。

補正の内容ですが、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び除排雪に要する予算で歳入歳出予算の総額に5,486万1,000円を追加するものです。

はじめに、歳入についてご説明します。

8、9ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

14款3項1目総務費委託金ですが、衆議院議員選挙の執行に係る国からの委託金です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出についてご説明します。

10、11ページをお願いします。

2款4項6目衆議院議員選挙費ですが、当該選挙の執行に係る人件費及び物件費を追加するものです。

8款2項2目道路維持費ですが、今冬の降雪状況により不足が見込まれる道路除雪委託料を増額するものです。

当初予算では、一斉出動として25回分を計上しておりましたが、12月からの分も含めて総回数を35回、10回分の増と見込み計上しております。

なお、今年度の除雪状況については地区別出動もあるため地区平均ではありますが、本日現在までの一斉出動は、12月が4回、1月が20回、2月が5回の計29回となっており、そのほか幹線道路のみの除雪や排雪を随時実施しております。

承認第1号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に提案される案件は、本間和彦副町長に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

（午前11時10分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第7、同意第1号 副町長の選任についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 本間和彦氏は令和8年3月31日をもって任期が満了しますので、引き続き副町長に選任したく地方自治法第162条の規定により提案するものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 副町長の選任については、原案に同意することに決定いたしました。

本間和彦副町長を入場させてください。

暫時休憩いたします。

（午前11時11分）

（午前11時12分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第8、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 中村しげ子氏は、民生児童委員として長年福祉活動に携わり、平成23年4月から人権擁護委員に就任なさっております。現在は、秋田県人権擁護連合会理事を務められるなど人権啓発活動や人権問題に熱意を持って取り組まれているところです。

同氏は令和8年6月30日をもって任期が満了となりますので、人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第9、議案第3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第3号について、ご説明します。

提案理由ですが、秋田県市町村総合事務組合の構成団体である男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が令和8年3月31日をもって解散すること並びに令和8年4月1日から男鹿潟上南秋消防組合が加入することに伴い、同組合規約を変更する必要があるため、組合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものです。

変更条文につきましては20ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので議案資料集の1ページを併せてご覧ください。

変更の内容ですが、別表第1の男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合を削除し、男鹿潟上南秋消防組合を加えるものです。

議案の20ページのほうに戻っていただきまして、附則ですが、この規約は、知事の許可を受け、令和8年4月1日から施行するものです。

議案第3号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第10、議案第4号 町道の認定についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第4号につきまして、説明をいたします。

議案は、議案書の21、22ページです。議案資料集は2ページに地図を記載しておりますので、併せてご覧願います。

道路新設改良工事の完了に伴って、新たに認定とする1路線52.2メートルについて議決を求めるものです。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 町道の認定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第11、議案第5号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第5号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町子ども子育て支援拠点施設整備事業新築工事（電気設備工事）の工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

変更内容ですが、契約金額を9,075万円から9,077万4,200円に変更するものです。

工事の変更内容につきましては議案資料集によりご説明いたしますので、議案資料集3ページをお願いいたします。

施設屋外の照明として駐車場内に設置を予定していました外灯設備につきまして、駐車や除雪作業等を考慮し独立した設置から施設本体への設置変更と、加えて備品として導入を予定していましたデジタル遊具につきまして、設計及び施工業者との協議により既契約工事に追加しての施工による工事内容の変更と、その他施工での必要に応じた変更によるものです。なお、完成期限は令和8年3月31日で変更はありません。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第12、議案第6号 工事請負契約の一部変更についてを上程し議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第6号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町子ども子育て支援拠点施設整備事業新築工事（機械設備工事）の工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

変更内容ですが、契約金額を8,030万円から8,503万4,400円に変更するものです。

工事の変更内容につきましては議案資料集によりご説明いたしますので、議案資料集4ページをお願いいたします。

冷媒管接続工事及び設備トレンチ工事につきまして、令和8年度の外構工事の一部として施工を予定していましたが、工事進捗を踏まえ、設計及び施工業者との協議により既契約工事に追加しての施工による工事内容の変更と、その他施工での必要に応じた変更によるものです。なお、完成期限は令和8年3月31日で変更はありません。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第13、議案第7号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第7号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町子ども子育て支援拠点施設整備事業新築工事（建築工事）の工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

変更内容ですが、契約金額を5億1,480万円から5億1,793万1,700円に変更するものです。

工事の変更内容につきましては議案資料集によりご説明いたしますので、議案資料集5ページをお願いいたします。

工事区域内の舗装撤去等を実施する際に発生しました、地下に埋設されたコンクリート残存物の除去及び施工に支障となります樹木の伐採と植栽復旧の追加、キュービクル屋根用基礎コンクリート追加によるコンクリート工の増、その他施工での必要に応じた変更によるものです。なお、完成期限は令和8年3月31日で変更はありません。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第14、議案第8号 美郷町公文書管理条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第8号について、ご説明します。

提案理由ですが、公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとり、本町の公文書管理の基本的事項について定めるため条例を制定したく提案するものです。

議案の30、31ページをお願いします。

第1条は、この条例の目的を規定しております。

第2条は、本条例に用いる用語の定義を規定しており、第1号は実施期間について、第2号は公文書について、第3号は歴史的公文書についてそれぞれ規定しております。

第3条は、他の法令等との関係について規定しております。

第4条から第8条までは、公文書の管理について規定しており、第4条は公文書の作成について、第5条は公文書の整理について、次のページに移りまして、第6条は公文書の保存について、第7条は公文書管理表について、第8条は保存期間が満了したときの措置について適切に公文書を管理するためのルールを定めております。

第9条から第11条までは、歴史的公文書の保存、利用等について規定しており、第9条は歴史的公文書の保存について、第10条は歴史的公文書の利用の促進について、第11条は歴史的公文書の廃棄についてそれぞれ規定しております。

第12条及び次のページの第13条は、公文書管理委員会について規定しており、実施機関の諮問に応じ歴史的公文書の保存等の調査審議等を行うため、美郷町公文書管理委員会を設置するものです。また、委員会の委員は、学識経験者等の中から委員5人以内をもって町長が委嘱することとしております。

第14条は、職員研修について規定しております。

第15条は、この条例の施行に関する規則委任について規定しております。

続きまして、附則ですが、1としまして条例の施行期日について、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、以降の附則において条例改正に伴う経過措置として、この条例の施行の前後における公文書の取扱いについて規定しております。

議案第8号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第8号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第15、議案第9号 美郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。こども子育て課長。

○こども子育て課長（高橋 勉） 議案第9号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が公布されたことに伴い、本町における基準等を定めるため新たに条例を制定したく提案するものです。

議案38ページをお願いいたします。

本条例は、子ども・子育て支援法上のこども誰でも通園制度の給付対象施設として、実施施設を確認するための基準を定める条例であり、事業者が守るべき運営上の基準を定めるものです。

なお、規定する事項は基準府令と同様となります。

第1章の総則として、第1条では子ども・子育て支援法の規定に基づき基準を定めるものとすることとし、第2条では特定乳児等通園支援事業者としての一般原則を規定しております。

39ページ中段の第2章では、事業の運営に関する基準として、第3条にて利用定員に関する基準として1時間当たりの利用定員及び開所日時等を考慮して、一月当たりの利用定員を定めるものとしております。

次に、運営に関する基準として、第4条から第32条にて規定し、主なものとして40ページ上段の第4条では、初めて利用する子供の保護者と面談を実施し、重要事項を記載した文書を交付し説明した上で同意を得ることとし、第5条では、事業者は保護者から利用の申込みを受けたときは正当な理由がなければこれを拒んではならないとする提供拒否の禁止を、第6条では市町村が行うあっせん及び要請に対する協力を規定しております。

42ページをお願いいたします。

第12条では、利用料、実費の徴収については、事前に文書により説明し同意を得ることとしております。

44ページ下段をお願いいたします。

第19条では、事業の目的、職員の体制などの重要事項を記載した運営規程を定めることとしております。

第20条以降においては、支援に必要な職員体制の確保、利用定員の遵守、子供を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密の保持と事故発生の防止と事故発生時の対応を規定しております。

このほか、苦情解決や記録の整備等についても規定しております。

49ページ下段からの第3章雑則では、第33条にて、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができる旨規定しております。

52ページ中段をお願いいたします。

附則でございますが、第1項にて、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。また、本条例の施行に伴いまして、関係するほかの条例について規定の整備を行う必要がございます。これにつきまして、附則第2項において、併せて所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表も用いてご説明いたしますので、議案資料集6ページをお願いいたします。

美郷町立認定こども園設置条例の一部を改正するもので、今回の改正は、第4条で規定する認定こども園での事業について、乳児等通園支援事業を追加するものです。新旧対照表中、第4条中、第4号、第5号とし、第3号の次に第4号乳児等通園支援事業を加えるものです。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第16、議案第10号 美郷町建築協定条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第10号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、旧六郷わくわく園跡地等を住宅建築用地として販売するに当たり、建築協定を締結するため提案するものです。

はじめに、建築協定の制度についてご説明いたします。

住宅を建築する際、建築基準法などの法律により建築物には様々な制限が定められております。これは、いわば建築物の最低限の基準を定めたものであります。

一方、建築協定制度は、一定の区域内で建築基準法で定められた基準に、さらに一定のルールを加え、これをお互い守り合っていくことで良好な生活環境、魅力あるまちづくりを実現しようとするものです。

現在、町で整備している旧六郷わくわく園跡地等の造成地を宅地として販売する際に、建築協定を結ぶことで、ゆとりある生活空間や統一した町並みを形成するため、この建築協定制度を導入したく本条例案を提案するものです。

具体的な建築協定の中身としては、例えば、敷地に関しては分割したり、地盤面の高さを変更することを禁止すること。位置については、建物の外壁から敷地境界や道路境界まで一定の距離を取ること。形態に関しては、建物の高さや階数、容積率の制限を行うこと。意匠に関しては、外壁や屋根の色の制限、看板などの広告物の制限を行うことを予定しております。

それでは議案の説明をいたしますので、議案54ページをご覧ください。

第1条は条例制定の趣旨、第2条では土地の所有者や借地権者が美郷町内の特定の区域において建築物の利用を増進し、かつ環境を改善するために建築物の敷地、位置、形態、意匠などについて協定を締結できることを規定しております。

第3条は委任として、必要な事項を別に定める旨を規定しています。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第10号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第17、議案第11号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第11号について、ご説明します。

提案理由ですが、公文書管理委員会委員の報酬に関する規定を追加するほか、鳥獣被害対策実施隊員及び産業医の報酬並びに鳥獣被害対策実施隊員の費用弁償等に係る規定を改正したく提案するものです。

改正条文は、議案の56、57ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集の7ページを併せてご覧ください。

改正内容ですが、第2条第1項は、別表を別表第1に改めるものです。同条第3項は、特別職の職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない期間に係る報酬は支給しないこととする規定を追加するものです。

第3条第3項は、前条第3項の規定に基づき、報酬の額が年額または月額で定められているものは、勤務した日数を基礎として日割りによって計算することとする規定を追加するものです。

第4条は、費用弁償の支給額等について条例本文から別表第2に規定する改正、同条第4項は条文の修正になります。

別表第1ですが、報酬の額を規定しており、鳥獣被害対策実施隊員については年額報酬から出勤の目的や時間に応じた報酬に改め、有害鳥獣の駆除、熊またはイノシシの搜索の場合と会議等出席の場合に区分して、それぞれ報酬の額を定めるものです。

産業医については、労働安全衛生法の改正に伴い、産業医の業務の増加や職員の健康相談の機会が増えていることから学校医と同額の年額20万円とするものです。

次のページに移りまして、公文書管理委員会委員については、議案第8号でご説明をした公文書管理委員会の委員報酬で、日額4,500円としますが、このうち法律をなりわいとしている者及び認証アーキビストという公文書の管理、保存、利用等の専門性を有する者として、国立公文書館が認定する資格を有する者は日額2万円とするものです。

別表の第2ですが、費用弁償の額を規定しており、選挙管理委員については条例本文から別表に規定することとし、鳥獣被害対策実施隊員については弾薬代、車両燃料代に係る実費相当分をそれぞれ規定するものです。

議案の57ページへ戻っていただきまして、附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第11号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第18、議案第12号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第12号について、ご説明します。

提案理由ですが、危険鳥獣の捕獲等に関する作業のうち、特に危険または困難なものに従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するため所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案の60、61ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集の9ページを併せてご覧ください。

改正内容ですが、第1条は引用条文の項の繰上げに対応するための改正です。

第2条は、特殊勤務手当の種類に危険鳥獣捕獲等作業手当を追加するものです。

第3条は、見出しを改正するものです。

第4条は、危険鳥獣捕獲等作業手当の支給に関する規定を追加するとともに、以降の条を繰下げ、別表の特殊勤務手当表に危険鳥獣捕獲等作業手当の額を1日につき1,640円と定めるものです。

議案の61ページに戻っていただき、附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

議案第12号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第19、議案第13号 美郷町職員等の旅費に関する条例及び美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第13号について、ご説明します。

提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行等を踏まえ所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は、議案の64ページ以降に、新旧対照表は議案資料集の12ページ以降にあります。関連資料にてご説明しますので議案資料集の10、11ページを併せてお願いします。

第1条による改正ですが、美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正では、大きく4点の改正を行うことになります。

1点目ですが、1の（1）のとおり、旅行代理店等に対する直接支払いを可能とするものです。旅費の支払いは、原則、旅行する当該職員となっておりますが、これを旅行代理店等の旅行役務提供者に直接支払うことを可能にするものです。

2点目ですが、（2）のとおり、旅費は最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとし、旅費に要する実費を支給することとします。

3点目ですが、（3）のとおり、旅費の種目と内容を簡素化するものです。

表に、種目別にその内容と支給方式を記載しておりますが、アの鉄道賃からウの航空賃までは現行どおりかかる費用を実費支給し内容を簡素化します。このうち、鉄道賃については、国内出

張における特急料金の支給要件であった片道100キロメートル以上という要件がなくなります。エのその他交通費は、これまでの車賃からの名称変更です。オの宿泊費は、これまでの旅費条例に定める宿泊料を上限として実費支給しているところを、国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、地域ごとに上限を定め、その範囲内で実費支給するものです。カの包括宿泊費は今回の改正で新設するもので、交通費と宿泊料が一体となったパック料金を利用した場合に実費支給するものです。キの宿泊手当はこれまでの日当に変わるものです。クの転居費は今回の改正で新設するもので、赴任に伴う転居費用を実費支給するものです。ケの赴任経費は、赴任先に到着後、直ちに自宅等に入居できない場合における宿泊費を実費支給するものです。コの家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用として職員が移転をするものとして算定した額を支給するものです。サの渡航雑費は、旅券の交付手数料など外国旅行に要する費用を実費支給するものです。シの死亡手当は外国旅行において職員が死亡した場合の諸費用を定額支給するものです。

4点目ですが、今回の改正で新設するもので（４）のとおり、旅行者がこの条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に旅費の返納を求めるとともに、旅費の返納に代えて旅行者の給与または旅費の額から旅費に相当する金額を差し引くことを可能とするものです。

このほかに、第２条による改正として旅費に関する規定があるそのほかの条例を一括して改正するものです。

美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて改正を行うとともに、この条例の規定を引用している美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正を附則により改正するものです。

議案の75ページに戻っていただき、附則ですが、この条例は令和８年４月１日から施行するものとし、以降の附則にて条例改正に伴う経過措置等を規定しております。

議案第13号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第20、議案第14号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第14号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、千畑生産物直売所の用途変更及び雁の里山本公園の利用区分、利用時間等の見直しを行うため、令和7年12月議会定例会にて提案いたしました美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例において行った美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例及び美郷町雁の里山本公園設置条例の改正内容を改めたく提案するものです。

改正条文は議案の80ページからですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集35ページをご覧ください。

まず、資料集に記載の新旧対照表ですが、令和7年12月議会定例会で可決された改正後の条文と、今回の改正内容との対照表としております。

はじめに、美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の改正についてご説明いたします。

千畑生産物直売所紫織里については、美郷町公共施設等最適化実施計画において千畑温泉の付帯施設及び美郷町観光振興計画における拠点施設等に用途変更すると定められており、この方針に基づきこのたび改正を行うものです。

具体的には、千畑生産物直売所を仏沢アクティビティステーションと名称変更し、仏沢公園周辺のカヌー、カヤックやスノーシューなどのアウトドアアクティビティの拠点施設といたします。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第2条ですが、千畑生産物直売所を美郷町仏沢アクティビティステーションと名称変更し、温泉施設の付帯施設とするため一覧表に追加するものです。

第3条の改正は、温泉施設で実施する事業に観光振興、産業振興に関することを追加するものです。

第4条改正は、温泉施設の概要にアクティビティステーションを追加するものです。

別表1の改正ですが、次の36ページをお願いいたします。

施設名に仏沢アクティビティステーションを追加し、その利用時間については、当該施設を活用したイベント等開催時間中と定めるものです。

次に、美郷町雁の里山本公園設置条例の改正内容についてご説明いたします。

今回の改正内容は大きく2点ございます。

まず1点目ですが、別表にあるふれあいの森スキー場多目的グラウンドの区分の欄にてそれぞれ規定していたテント（タープを含む）としていたものを、テント1張、タープ1張までを同一料金とするため、テント・タープ各1張までと改めます。

また、摘要欄においてテントまたはタープが1張を超えた場合には追加料金が発生する旨を記載しております。

2つ目の改正内容は、バンガロー、オートキャンプ、テントの供用時間について、宿泊のチェックアウトの時間が早いとのご指摘を受け、それぞれチェックアウトの時間を9時30分から10時と改正するとともに、チェックインの時間を繰り下げ、10時30分といたします。

また、日帰り利用についても同様にチェックインの時刻を30分繰り下げます。

最後に附則の改正についてご説明いたします。

資料集38ページをお願いいたします。

千畑生産物直売所を温泉施設の付帯施設にすることに伴い、美郷町千畑生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する規定を第2項に追加いたします。これに伴い、附則を附則第1項とし、見出しとして施行期日を付すものです。

議案にお戻りいただきまして、議案84ページをお願いいたします。

附則において、本条例の施行日を公布の日からとすることで令和7年12月に提案した宿泊施設の料金改定の条例の施行日である令和8年4月1日から今回の改正内容が適用となるものです。

議案第14号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第21、議案第15号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第15号について、説明をいたします。

提案理由ですが、道路占用料に関する国の政令の改正に伴い、町の道路占用料の規定を一部改正したく提案するものです。

改正条文は、議案書86ページから95ページにかけて記載しておりますが、新旧対照表にてご説明いたしますので議案資料集39ページから44ページをご覧ください。

今回の改正内容は、当該政令が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日より施行となることから、町の道路占用料もこれに準拠しているため併せて別表を改正するものになります。

記載のとおりそれぞれ単価を改定するものと、新たに定められた区分の追加となります。単価

については美郷町が属する地域の単価になっております。

議案書の95ページにお戻り願います。

附則第1項として、この条例の施行期日を当該政令と同じく令和8年4月1日とするものです。

附則第2項として、この条例の改正に合わせて美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正し、別表第1に記載されている電柱、電話柱その他の柱類の項、金額の欄中430円を530円に改めるものとなります。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第22、議案第16号 美郷町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中田裕克） 議案第16号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、社会教育委員の定数を変更するため、所要の規定を改正したく提案するものです。

今回の定数変更の経緯についてですが、社会教育委員は、社会教育法の規定により条例で定数を定めておりますが、合併時の定数となっていることや、現在の委員数の実情を踏まえ定数を変更するものでございます。

はじめに、社会教育委員の委嘱基準ですが、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の中から委嘱することとしており、任期は2年間となっております。

委嘱状況ですが、合併時の平成16年が12人、平成22年が9人、平成26年が7人、令和4年が6人で、令和6年からは5人となっております。

改正条文は98ページに記載しておりますが、新旧対照表と併せてご説明いたしますので議案資料集45ページをお願いします。

第3条社会教育委員の定数を12人以内から6人以内に改めるものです。

96ページにお戻り願います。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

議案第16号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第23、議案第17号 美郷町文化財保護に関する条例の一部改正について
を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中田裕克） 議案第17号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、文化財保護審議会委員の定数を変更するため所要の規定を改正したく提案するものです。

今回の定数変更の経緯についてですが、文化財保護審議会委員は文化財保護法の規定により条例で定数を定めておりますが、合併時の定数となっていることや現在の委員数の実情を踏まえ定数を変更するものでございます。

はじめに、文化財保護審議会委員の委嘱基準ですが、学識経験のある者の中から委嘱することとしており、任期は2年間となっております。

委嘱状況ですが、合併時の平成16年が15人、平成20年が13人、平成24年が9人、令和2年が7人で、令和4年からは6人となっております。

改正条文は100ページに記載しておりますが、新旧対照表と併せてご説明いたしますので議案資料集46ページをお願いします。

第5条審議会の委員を18人以内から6人以内に改めるものです。

100ページにお戻り願います。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

議案第17号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第17号の説明が終わりました。

会議途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第 18 号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第24、議案第18号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第12号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第18号について、ご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に3億7,008万4,000円を追加する件、繰越明許費の追加13件及び変更1件、地方債の追加1件及び変更5件となります。

はじめに、107ページの第2表繰越明許費補正をご説明します。

繰越明許費を追加する事業ですが、2款1項環境配慮型美郷暮らし整備事業は、六郷安楽寺地区配水管新設工事について約6か月間の工期を見込んでおりますが、令和8年夏頃を予定しております同地区内の宅地分譲開始に向け早期の完成といたし令和7年度予算に計上し、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、3款2項のうち、子ども子育て支援拠点施設事業は、令和8年度予算で実施予定としておりました子ども子育て支援拠点施設の外構工事等について国の交付金が令和7年度補正予算を財源として交付決定される見込みのため、令和7年度予算に計上し、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

同じく、物価高対応子育て応援手当事業は、国の経済対策において子供1人当たり2万円を支給する同事業について、令和8年3月の出生児分は令和8年度に繰り越して支給するよう国から事務連絡があり繰り越すものです。

次に、6款1項のうち、施設園芸等燃油支援事業は、県補助事業のあきたの園芸省エネ化支援事業に係る補助金について、県が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

同じく、堆肥センター管理費は、堆肥センター副資材保管庫外壁修繕工事について屋根からの落雪により外壁が破損し、2か月程度の工期を要するため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

同じく、圃場整備支援事業は、県営基盤整備事業の金沢地区、明田地野際地区、太田南部地区及び大坂善知鳥地区に対する負担金について、国の補正予算による事業費の増額等により年度内の完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

同じく、土地改良事業団体補助費は、かんがい排水事業の下堰・三百石堰地区、ため池等整備

事業の金沢4地区及び金沢9地区、基幹水利施設ストックマネジメント事業の織埋地区に係る県営事業費負担金について、国の補正予算による事業費の増額等により年度内の完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

次に、6款2項の林道整備事業は、林道七滝山線整備工事について3度の入札不調により年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、8款2項のうち、社会資本幹線道路整備事業は、都野・東君堂線改良舗装工事について、電柱及び信号の移設に不測の日数を要するため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

同じく、道路交通安全施設等整備事業は、作山・南明田地線歩道整備について、相手方との用地交渉に不測の日数を要するため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、9款1項大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金は、消防ポンプ自動車の購入についてシャシーメーカーから艀装メーカーへのシャシー供給の遅延により年度内の納車が見込めず、同組合が繰越明許費を設定することに伴い繰り越すものです。

次に、10款4項のうち、芸術文化推進事業は、所蔵品図録の印刷製本について掲載点数の増により編集作業等に時間を要し年度内の納品が見込めないこと、野外芸術空間創出事業の彫刻等創作に係る委託料について、2作目の制作及び納品が年度内に見込めないことから繰り越すものです。

同じく、文化財保護事業は、看板等製作委託料について文化庁から送付される関田円型分木工の登録文化財プレートの年度内の納品が見込めず、看板設置ができないことから繰り越すものです。

次に、変更する事業ですが、8款2項道路維持補修事業は、春先に実施する町道のパッチング工事等を追加するため繰越明許費の各金額を増額するものです。

次に、108ページの第3表地方債補正をご説明します。

はじめに、地方債を追加する事業ですが、一般補助施設整備等事業債となります。

次に変更する事業ですが、充当する事業の事業費の増減等に伴う限度額の変更となります。詳細につきましては歳入でご説明します。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明します。

今回の補正につきましては、年度末を迎え事務事業の完了や完了見込み等による補正が多くなっております。こうしたことから、事務事業の完了や完了見込みによる増減につきましては、特に説明が必要と思われるもの以外は省略させていただきます。

それでは、歳入についてご説明します。112、113ページをお願いします。

○税務課長（佐々木龍悦） 1 款 1 項 1 目の 1 節個人町民税の現年課税分ですが、令和 7 年度個人町民税の算定基礎となる令和 6 年分の所得金額において、令和 6 年産米の概算金が令和 5 年産米と比較して大幅に上昇したことから、主に農業所得の増などにより均等割、所得割合わせて8,122万円を増額するものです。

次の 2 目 1 節法人町民税の現年課税分ですが、町内法人の設立や資本金区分の変更などにより均等割が増えたものの、仕入価格や原材料費、人件費などの高騰により法人企業の業績が振るわず、法人税割が当初の見込みを下回ったことから均等割、法人税割合わせて30万円を減額するものです。

次の 2 項 1 目 1 節固定資産税の現年課税分ですが、個人事業主や企業の設備投資などで償却資産の税額が伸びたことにより553万円を増額するものです。

1 款町税の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 114、115ページをお願いします。

10款 1 項 1 目地方交付税ですが、国の補正予算による追加分を含む普通交付税の交付決定による留保分を計上するものです。これにより普通交付税の予算計上額は、59億7,874万円となり、令和 6 年度と比較し約3,800万円の減となります。

10款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次のページ116、117ページをお願いします。

中段、13款 2 項 2 目衛生使用料 1 節の理容所開設許可検査手数料ですが、1 件分でございます。

これで13款の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、下段の14款 2 項 1 目総務費補助金の 3 行目デジタル基盤改革支援補助金ですが、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る事業に対する補助金で、対象経費にガバメントクラウド使用料等が追加されたことに伴い増額するものです。

その 2 つ下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、定額減税不足額給付事業及び生活支援緊急助成事業分の実績等に伴い減額するものです。

○こども子育て課長（高橋 勉） その下の地域未来交付金、地域未来推進型は子ども子育て支援拠点施設整備事業での令和 8 年度整備に係る外構工事等について、国交付金が令和 7 年度補正予算財源として交付決定される見込みのため、町の令和 7 年度予算に計上する必要が生じるためのものです。

118、119ページ上段をお願いいたします。

2目民生費国庫補助金の2節就学前教育・保育施設整備交付金は、千畑なかよし園照明設備LED化工事について財源としてより有利な起債対象事業にて実施したことにより減額するものです。

14款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、15款2項4目農林水産業費県補助金ですが、120、121ページをお願いします。

2節の10行目、あきたの園芸省エネ化支援事業費補助金ですが、省エネ効果のある機械や資材の導入に対する補助金で補助率は2分の1です。

15款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、124、125ページをお願いします。

17款1項寄付金ですが、2目1節ふるさと美郷応援寄付金は今後の寄付見込みによる増額です。1月末時点の寄付は、3,658件、約9,090万円で昨年度より1,544件、約3,060万円の増となっております。2月以降の寄付として前年同期の7割を見込み、2,200万円の増額を計上しております。

17款の説明は以上です。

続きまして、18款1項基金繰入金ですが、1目1節公共施設整備基金繰入金は町債を充当できない公共施設の改修工事等の財源として計上しておりましたが、今年度の財政状況により繰入れの必要がなくなったため全額を減額するものです。

その3つ下の5目1節振興基金繰入金は、地域振興等のソフト事業の財源として計上しておりましたが、今年度の財政状況により繰入れの必要がなくなったため全額を減額するものです。それ以外は事業費の確定に伴う減額です。

18款の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、126、127ページ上段をお願いいたします。

20款5項3目過年度収入の1節国庫支出金過年度収入及び県支出金過年度収入は、令和6年度子どものための教育・保育給付交付金につきまして、町内の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託に対する国、県の負担で、当初の見込み数13人に対し20人の実績により、それぞれ追加交付に伴います増額です。

3目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、4目雑入ですが、福祉保健課関連としましてページ中ほど、過誤払戻戻金16万4,000円は、福祉医療費返納金としてスポーツ災害給付金等の過年度分返納金が、合わせて6万6,526円、障害者総合支援法に基づく介護給付費の令和6年度精算に伴う県

外施設からの返還金が9万9,740円で、以上の合計額と存置計上額との差額を増額計上するものです。

次に、同目行旅死亡人救援経費清算金6万1,000円ですが、身寄りのない方の死亡により墓地埋葬等に関する法律に基づき、葬祭費用について町が繰替支弁したことにより、当該費用に充当するため故人の医療金の確定額を計上するものです。

20款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、128、129ページをお願いします。

21款町債について、1目総務債から8目商工債までですが、充当する各事業の実績や県との協議等を踏まえての増減額を計上しております。このうち、増額するものについては、2目1節高齢者福祉対策事業債は過疎対策事業債を充当するソフト事業間の調整により増額するものです。

2目2節子育て支援事業債の1行目は、過疎対策事業債を充当するソフト事業間の調整により増額するもの、2行目は、子ども子育て支援拠点施設整備の外構工事等の追加により、充当する一般補助施設整備等事業債を増額するものです。

5目1節教育施設整備事業債は、美郷中学校及び学校給食センターの施設整備工事費の増減等により充当する過疎対策事業債を増額するものです。

6目1節農村整備事業債は、国の補正予算に伴う経営体育成基盤整備事業費の増額等により充当する公共事業等債を増額するとともに、国の補正予算に伴うため池等整備事業費の増額等により充当する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を増額するものです。

8目1節商工業振興事業債は、過疎対策事業債を充当するソフト事業間の調整により増額するものです。

歳入の説明は以上です。

引き続き、歳出についてご説明します。

歳入と同様、事務事業の完了や完了見込みによる増減につきましては、特に説明が必要と思われるもの以外は省略させていただきます。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、特別職及び会計年度任用職員を含む人件費の補正概要について給与費明細書にてご説明しますので、議案の178ページをお願いします。

1の特別職ですが、表の一番下の1節報酬のその他の特別職124万9,000円の減ですが、国勢調査の調査完了による調査員報酬の減などによるものです。

3節期末手当及び4節共済費は実績見込み等による減です。

179ページをお願いします。

2の一般職のうち、アの会計年度任用職員以外の職員ですが、給料が208万2,000円、職員手当が87万8,000円、共済費が354万円の減です。その下の職員手当の内訳ですが、支給決定に伴う住居手当の増と、役場庁舎1階のレイアウト変更や、自治体情報システムの標準化への移行作業に伴う時間外勤務手当の増のほかは実績見込み等による減です。

イの会計年度任用職員ですが、報酬が840万円、給料が177万7,000円、職員手当が484万5,000円の減です。その下の職員手当の内訳ですが、期末手当及び勤勉手当ともに実績見込み等による減です。

人件費の補正の概要は以上となりますので、以降各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

人件費に関する説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 引き続き、人件費以外の補正についてご説明します。

134、135ページをお願いします。

2款1項6目企画費のうち、ふるさと美郷応援寄付金の関係として、歳入でご説明いたしました寄付金の増額に伴い、7節報奨金で返礼品に係る経費770万円、11節2行目の手数料でふるさと納税ポータルサイト利用手数料242万円、12節一番下のふるさと納税支援業務委託料154万円をそれぞれ増額するものです。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 同じく12節の委託料のうち、1行目調査委託料、その下の登記事務委託料、1行飛んで測量調査委託料ですが、旧六郷わくわく園跡地等の分譲開始時期を令和8年夏頃にすることに伴い、これらの予算を令和8年度の当初予算に改めて計上するため、令和7年度の予算について減額するものです。なお、このうち調査委託料については、不動産鑑定の委託を予定しておりましたが、近隣の分譲価格等参考となるデータが得られたため令和8年度予算には計上しないこととしております。

次の、136、137ページをお願いします。

14節工事請負費の六郷安楽寺地区配水管新設工事ですが、ただいまご説明した分譲地への水道布設工事となります。なお、工期を6か月程度見込んでおり、年度内での工事完了が見込めないため繰越明許費に計上して工事を行ってまいります。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、7目電子計算費、13節一番下電算システム使用料は、ガバメントクラウドの使用料について、当初予算では秋田県町村電算システム共同事業組合から

示された金額で計上しておりましたが、実績見込みに伴い減額するものです。

1 項の説明は以上です。

○税務課長（佐々木龍悦） 次に、138、139ページをお願いします。

2 項 2 目賦課徴収費の12節委託料ですが、町が導入している家屋評価支援システムについて、国が勧める電算システムの標準化に対応するためプログラム改修が必要となることから、電算保守委託料として38万5,000円を増額し、地籍調査管理システム保守委託料と固定資産標準地評価委託料の請負差額の減額分39万5,000円を差し引いた額について計上しております。

2 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 142、143ページをお願いします。

3 段目の 3 款 1 項 2 目障害者福祉費22節返還金1,115万5,000円ですが、令和 6 年度国庫負担金の額確定に伴う返還金です。内訳は、障害者自立支援給付費国庫負担金が約954万円、障害者医療費国庫負担金が約16万1,000円、障害児入所給付費等国庫負担金が約145万4,000円で、これらの合計額の計上となります。

3 目高齢者福祉費18節大仙美郷介護福祉組合負担金53万1,000円ですが、令和 7 年度同組合負担金における職員手当等及び改修工事等負担金の精算によるものが70万8,831円の減額となる一方、物価高騰による社会福祉施設等の光熱費及び食材料費等の負担軽減を図るための社会福祉施設等物価高騰対策支援事業として、特別養護老人ホーム真昼荘に対し町として同一内容の支援により施設運営における負担軽減を図るものとし、123万9,500円の負担金を増額するものです。

以上により、差額分について増額計上するものです。

1 項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、144、145ページをお願いします。

2 項 1 目児童福祉総務費の12節委託料及び14節工事請負費は、歳入でもご説明しました子ども子育て支援拠点施設整備の財源となる国交付金が令和 7 年度補正予算財源として交付決定される見込みとなることから、町の令和 7 年度予算に計上する必要があるためのものでございます。

12節設計監理委託料は、子ども子育て支援拠点施設整備の外構及び家具・サイン工事に係る工事監理業務委託です。システム構築業務委託料は、子ども子育て支援拠点施設への光回線導入に係る業務委託料でございます。

14節子ども子育て支援拠点施設整備工事は、施設の駐車場整備などの外構工事と施設内外の案内サイン設置及び家具工事となります。

3 款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 148、149ページをお願いします。

5 段目の 4 款 1 項 2 目予防費22節返還金307万1,000円は、令和 6 年度新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成の額確定により計上するものです。なお、令和 6 年度における当該ワクチンの 65 歳以上の接種率は約 8.6%、接種者数 630 人の実績となっております。

4 款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして 6 款 1 項 3 目農業振興費ですが、152、153ページをお願いします。

18 節の 15 行目あきたの園芸省エネ化支援事業補助金ですが、歳入でご説明しましたあきたの園芸省エネ化支援事業補助金の歳出予算になります。補助率は、県 2 分の 1 で、防虫 LED 照明設備や保温内張り資材等の導入 8 件分を計上しており繰越明許になります。

154、155ページをお願いします。

続きまして 6 目畜産業費の 14 節堆肥センター副資材保管庫外壁修繕工事ですが、2 月 4 日に同施設の屋根から落雪し外壁が破損したことから修繕工事のため 299 万 2,000 円を追加するもので、繰越明許になります。

続きまして、7 目農村整備費の 18 節の 1 行目、県営基盤整備事業費負担金ですが、明田地野際地区、太田南部地区、大坂善知鳥地区の事業量の増加に伴い、8,470 万円の増額となり、金沢地区の実績見込みによる不用額の減額分 499 万 4,000 円を差し引いた 7,970 万 6,000 円を増額するもので、繰越明許になります。

1 行飛びまして県営事業費負担金ですが、下堰・三百石堰地区のかんがい排水事業、金沢 4 地区及び金沢 9 地区のため池等整備事業の事業量の増加に伴い増額するもので、繰越明許になります。

6 款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 160、161ページの一番下の行をお願いいたします。

8 款 2 項 2 目道路維持費 14 節舗装工事は、冬季に傷んだ舗装の補修、いわゆるパッチング工事を行いたく計上しております。こちらは補修にタイムラグが生じないよう繰越明許にて予算執行を行う予定としております。

8 款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、164、165ページをお願いします。

下段、9 款 1 項 4 目災害対策費 14 節の危険家屋解体工事ですが、現在 2 棟の解体中、馬町地内の空き家の地下に広さ約 5 平米、高さ 1.3 メートルの地下室があることが判明し、この処分にかか

る費用を増額したく補正するものでございます。

これで9款の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして166、167ページをお願いします。

12款1項1目22節償還元金は、繰上償還の実施に伴う減額、次の繰上償還元金は町債を充当する事業の追加等に伴い起債額が増加することから、財政の健全化を図るため増額するものです。この結果、今年度の町債の元金償還見込額は17億1,961万1,000円となります。一方で起債見込額は20億6,820万円となり、起債額が3億4,858万9,000円上回っておりますが、令和8年度への繰越見込額3億5,150万円を差し引くと、17億1,670万円となることから、プライマリーバランスは黒字となる見込みです。

12款の説明は以上です。

続きまして、13款1項1目24節、上から2行目のふるさと美郷子ども育成基金積立金は、歳入でご説明しました寄付金の増額分及び利子分を積み立てるものです。

次に、一番下の公共施設整備基金積立金は、今年度町内企業1者からご寄付いただきました指定寄付金を積み立て、令和8年度予算で実施予定の子ども子育て支援拠点施設整備事業に充当予定としておりましたが、同事業予算を本補正予算案に計上し令和8年度に繰り越して実施することから、基金には積み立てずに充当するため減額するものです。それ以外の積立金は各基金の利子分を積み立てるものです。

13款の説明は以上です。

続きまして、14款予備費ですが、歳入歳出の差額の調整分となります。

令和8年度予算の繰越金を確保するとともに、今年度の不用額の見込み等を踏まえ、今後減債基金繰入金の減額も含め対応を検討してまいります。

議案第18号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第25、議案第19号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第19号につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億244万2,000円を減額するものです。

歳入から説明させていただきますので、190、191ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、1節から6節までの現年課税分及び滞納繰越分いずれも実績見込みによる差額補正です。

2款1項1目督促手数料は、実績見込みによる増額です。

4款1項1目普通交付金は、保険給付費等の実績見込みにより減額するものです。減額の要因としましては、被保険者数の減少や医療費の伸びの鈍化など複合的要因によるものと捉えておりますが、制度上、県からの交付金と給付費は連動する仕組みとなっております。

3目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療の実施に伴う国庫負担金の減額措置に対する県補助金ですが、実績による差額を減額するものです。

5款1項1目利子及び配当金1節国民健康保険事業基金利子は、見込みによる増額補正です。

192、193ページをお願いします。

8款1項1目一般被保険者延滞金、次の2項1目預金利子は、いずれも実績見込みによる増額です。

3項1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に係る納付金となりますが、年度内の収入見込みがないため全額を減額するものです。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきまして説明いたします。

194、195ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費12節特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務委託及び訪問看護医療費抽出委託料は、いずれも特別調整交付金の補助対象となる基準額に実績が達しなかったため申請不可により全額減額するものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2目一般被保険者療養費、次の2項1目一般被保険者高額療養費はいずれも実績見込みによる減額です。

3款3項1目介護納付金分は、歳入補正に伴う財源補正となります。

4款1項1目特定健康診査等事業費12節検診委託料は実績見込みによる減額です。

196、197ページをお願いいたします。

2項2目疾病予防費12節検診委託料、3目国保ヘルスアップ事業費はいずれも実績見込みによる減額です。

5 款 1 項 1 目国民健康保険事業基金積立金は、基金利子見込額を増額するものです。

7 款 1 項 3 目その他償還金は、令和 6 年度秋田県国民健康保険保険給付費等交付金に係る償還金として増額するものです。

議案第19号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第 2 0 号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第26、議案第20号 令和 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第20号について、説明をいたします。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ336万9,000円を減額する件、繰越明許費の設定 1 件及び地方債補正 1 件となります。

はじめに、第 2 表繰越明許費から説明をいたします。203ページをお願いいたします。

流域下水道大曲処理区建設事業の事業費について、一部次年度へ繰り越す旨、事業主体である秋田県から通知があり、その負担相当額を計上しております。なお、下水道事業会計への移行に伴い、繰越明許費は下水道事業会計にて執行することとなります。

続いて、第 3 表地方債補正、204ページをお願いいたします。

流域下水道事業債については、事業主体である秋田県の事業費の確定見込みの通知に伴い、限度額を変更するものとなります。

続いて、歳入を説明します。208、209ページをお願いいたします。

歳入の各項目の増減額については、実績や事業費の確定によるものです。

続いて、歳出を説明します。210、211ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費の各項目の減額については、実績や額の確定による減額です。

2 項 1 目施設管理費18節から、2 款公債費までの各項目は、実績見込みによる減額、事業額の確定などによるものです。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（高橋邦武） これで議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第 2 1 号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第27、議案第21号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第21号について説明をいたします。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

はじめに、第2表地方債補正について説明をいたします。

217ページをお願いいたします。

農業集落排水事業債について、事業費の確定により減額するものです。

続いて、歳入を説明します。222、223ページをお願いします。

歳入の各項目の増減額については、実績や事業費の確定によるものです。

続いて、歳出を説明します。224、225ページをお願いいたします。

各項目については、請負差額や実績見込みによるものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（高橋邦武） これで議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第 2 2 号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第28、議案第22号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第22号につきまして、説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万4,000円を追加するものです。

歳入から説明させていただきますので、234、235ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料1節現年分は、保険料額確定見込みにより減額するものです。2目普通徴収保険料1節現年度分及び2節過年度分は、保険料額確定見込みにより増額するものです。

2款1項1目督促手数料、5款3項1目預金利子は、いずれも実績見込みによる差額補正です。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきまして説明いたします。236、237ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、実績見込みにより増額するものです。

議案第22号の説明は以上です。

○議長（高橋邦武） これで議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第 23 号の上程、説明

○議長（高橋邦武） 日程第29、議案第23号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第23号について、説明いたします。

説明の都合上、参照いただくページが数ページ先になる場合がありますのでご了承ください。

第2条収益的収入について、第1款事業収益総額を486万8,000円減額とするものです。

続いて、収益的支出について、第1款事業費用総額を3万円増額とするものです。

第3条は、240ページと併せて説明をいたします。

第3条資本的収入及び支出について、記載のとおり額をそれぞれ改めるものです。

資本的収入について、第1款資本的収入総額を9,453万8,000円増額するものです。

続いて、資本的支出について、第1款資本的支出総額を1億1,423万5,000円増額するものです。

第4条企業債については、限度額を記載のとおり増額するものです。

第5条他会計からの補助金については記載のとおり減額するものです。

補正の内容を説明いたします。

246、247ページをお願いいたします。

収益的収入1款1項1目から2項4目までは、それぞれ実績によるものとなります。

続きまして、収益的支出1款1項1目から2項1目までは、それぞれ請負差額のほか実績によるものとなります。このうち、増額となる1項5目の減価償却費については令和6年度建設工事等の内容の確定に伴い固定資産の減価償却額を増額とするものです。

続いて、248、249ページをお願いします。

資本的収入1款1項企業債1目水道事業債及び4項1目の国庫補助金は、水道六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事の財源として、当初分の事業費確定による減額と、繰越事業の増額を合算して計上しております。

2項負担金1目一般会計負担金の減額は、当該事業の消火栓移設負担金の減額によるものです。

2項2目1節工事補償金の計上は、水道千畑中央地区大坂地域にて実施予定の圃場整備事業において一部の水道管の移設工事が生じるためその財源として計上しております。

続いて、資本的支出1款1項1目施設改良費、委託料の減額は、測量設計ほか委託事業の完了によるものです。

工事請負費の増額については、先ほど資本的収入で説明いたしましたとおり水道六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事の当初分の減額と繰越し分の増額、圃場による大坂地域の水道管移設の増額を合算して計上しております。

増額計上した事業については、繰越事業として令和8年度の実施を予定しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（高橋邦武） これで議案第23号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋邦武） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

3月3日午前10時、本会議を再開します。

お疲れさまでした。

（午後1時42分）

